

川崎市青少年指導員連絡協議会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市青少年指導員連絡協議会（以下「協議会」という。）に対して、予算の範囲内で川崎市青少年指導員連絡協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付し、地域における青少年の健全育成活動の充実を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業等」という。）は、協議会が実施する次の事業とし、補助事業等の実施に係る経費を補助するものとする。

- (1) 協議会の運営及び活動に関する事業
- (2) 区・地区協議会の運営及び活動に関する事業
- (3) 青少年指導員の研修活動に関する事業
- (4) その他第1条第1項の目的達成のために必要な事業

(交付の申請)

第3条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 補助事業等の目的及び内容
- (3) 補助事業等の経費の配分及び使用方法、補助事業等の完了の予定日その他補助事業等の遂行に関する計画

(4) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、その内容を協議会に通知するものとする。

2 市長は、申請書の補助申請金額と交付する補助金の額が異なる場合は、交付決定の通知書にその理由を付して協議会に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の目的達成及び適正な執行に必要と認める条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定により補助金の交付を行わないことと決定をしたときは、その理由を付して協議会に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第5条 協議会は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の決定があったことを知った日から起算して14日以内に、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第6条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業等のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助事業等の変更等)

第7条 協議会は、補助事業等の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、市長がその変更が軽微なものと認めた場合は、この限りではない。

2 協議会は、補助事業等を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめその内容及び理由を記載した申請書を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 市長は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

4 第4条の規定は、前項の場合について準用する。

(補助事業等の遂行)

第8条 協議会は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならない。

(補助事業等の遂行の指示)

第9条 市長は、補助事業等が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、協議会に対し、これらに従って補助事業等を遂行すべきことを指示するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、第4条第1項による交付決定後、協議会からの適法な請

求に基づき、概算払いにより交付するものとする。

(実績報告)

第 11 条 協議会は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から 30 日を経過する日又は補助金の交付の決定があった会計年度の 3 月末日から 30 日を経過する日のいずれか早い日までに、補助事業等の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 市長は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、協議会に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 13 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。

(補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第 12 条の規定により、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 15 条 協議会は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、協議会は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

(書類等の整備)

第 16 条 協議会は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにし、当該収入及び支出についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業等の完了した日の属する市の会計年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(報告等)

第 17 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、協議会に対し、補助事業等に関する報告を求めることができる。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。